



若者支援

若者定住家賃補助

賃貸住宅にかかる家賃の一部補助。
【対象】40歳以下で世帯の総収入が800万円以下の方。
【補助】月額4万円を超える家賃に対し上限1万円。



住まいの補助金

空き家活用等補助金

空き家バンク登録物件の購入・賃貸に対する補助。
【対象】40歳以下または20歳以下の子と同居する60歳以下の方。
【補助】(以下、併用は不可。)
①家財搬出及び清掃等:対象経費の1/2以内で上限10万円。
②空き家の取得:対象経費の1/10以内で上限50万円。(18歳以下の子1人あたり5万円で上限15万円を加算。)
③空き家の改修:対象経費の1/2以内で上限50万円。(村内事業者が施工する20万円以上の工事が対象)



結婚支援

結婚新生活支援補助金

【対象】対象期間内に婚姻し夫婦ともに39歳以下で、世帯の合計所得が400万円未満の夫婦。
【補助】引越、住宅の取得や賃借、リフォームの費用に対し上限30万円。夫婦とも29歳以下の場合は上限60万円。



多子出産祝い金

【対象】3人目以降の出産があった世帯の保護者。
【内容】対象児1人につき20万円。

子育て支援

福祉医療費給付金（福祉医療費助成制度）

【対象】0～18歳の子ども、母子・父子家庭で要件に該当する方、障がいのある方など。
【助成】給付対象医療費の自己負担分の全額または一部を給付。



住まいづくり促進事業補助金（新築・増築）

【対象】集落環境や景観、気候風土に配慮した住宅の新築・増築。同一年度内に工事を完了すること。
【補助】新築:工事費の1/10以内で上限100万円。(県産材利用の場合:15%以内・上限150万円)
増築:工事費の1/10以内で上限75万円。(県産材利用の場合:15%以内・上限100万円)
18歳以下の同居する子1人あたり5万円(上限15万円)の加算ほか加算要件あり。

住宅リフォーム等補助金

【対象】村内事業者に依頼する持ち家(戸建または併用住宅)にかかる10万円以上の増改築や改修工事。(同一年度内に終了すること。対象外工事あり)
【補助】工事費の1/5以内で上限10万円。

Uターン者住宅新築・増改築支援補助金

(以下のすべてを満たす方が対象)
①Uターン者で転入から3年未満で村に定住を誓約する方。
②2親等以内の親族と同居または同一・隣接する敷地に住むことを目的として住宅を新築・増改築する方。
③申請する時点で18歳以下の子を養育する方。
④過去にこの補助金を受けていない方。

家庭菜園・就農・創業

農機具・農業機械レンタル

家庭菜園など新しく農業を始めたい方にオススメ。
草刈り機、耕うん機、薬剤散布用の動噴など、小～中規模向けの作業機がレンタル可能。

新規就農研修者支援事業補助金

新たに農業経営を始める方(後継者含む)に対する研修費用の一部補助。
【対象】満18歳～42歳未満で村内の農地を活用して5年以上農業経営に従事する方。
【補助】月額8,000円。(上限150万円/年で1年度限り)

通勤支援

JR 飯山駅飯山市営駐車場利用補助

【対象】自ら運転し通勤・通学のため飯山市営駐車場を利用する方。
【補助】月額利用料金の1/2。

農業後継者等育成奨励金

新たに農業経営を開始しようとする者に対して交付。
【対象】おおむね45歳以下の認定新規就農者または認定農業者等。
【交付】100万円。(1年度限り)

新規就農者育成総合対策経営開始資金

新たに経営を開始する認定新規就農者に対する資金助成。
【対象】49歳以下の認定新規就農者。
【上限】月額12万5000円(年額150万円)×最長3年間。

Uターン

Uターン就業・創業移住支援事業補助金

【対象】東京・埼玉・千葉・神奈川・愛知・大阪に直近10年間で通算5年以上在住かつ就労し、平成31年4月1日以降に木島平村へ転入した方。(転入から3か月以上1年以内であること)
【補助】世帯人数により、単身世帯 上限60万円、2人以上世帯 上限100万円。18歳未満の子1人につき上限30万円を加算。

創業支援金

【対象】木島平村内で創業予定の方。(現に事業経営中の個人・法人が新たに分野を拡張する場合も含む)事業に必要な土地・建物や設備の取得、改修にかかる経費。
【補助】補助対象経費の1/2以内で上限100万円。

令和5.4.1から拡充しました!

結婚新生活支援補助金

合計所得が500万円未満に

福祉医療費給付金

対象に「妊婦」を追加!

Uターン者住宅新築・増改築支援補助金

対象経費の1/2以内
上限100万円を補助します

Uターン就業・創業移住支援事業補助金

18歳以下の子1人につき
100万円を加算します